

仕 様 書

| | | | |
|-----|------------|-------|------------|
| 件 名 | 倉庫建物解体及び処理 | 作成年月日 | 令和3年11月25日 |
| | | 所 属 | 大村駐屯地業務隊 |
| | | 作 成 者 | 陸曹長 林田 信彦 |

1 解体及び処理場所

長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地

2 概 要

倉庫建物解体及び処理（上屋・基礎ブロック取り壊し、金属、木くず、ガラス、廃プラスチック類、がれき類）の処分

3 一般事項

- 本役務は、本仕様書及び法律その他関係法令等に基づき実施するものとする。
- 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施する。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- 本仕様書等に記載なき事項といえども、処分上当然必要であり、実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は、担当官と協議の上、実施するものとする。
- 作業を実施する際、異常が認められた場合は、速やかに担当官に報告するとともに、原因を明確にし、指示に従うものとする。
- 作業にあたっては、火災予防・安全管理に十分留意するものとする。
- 実施時期は、事前に担当官と調整するものとする。
- 処分品の受け渡しは、担当官立会いのもと大村駐屯地内で実施するものとする。
- 本作業の写真は、処分対象品、作業中及び担当官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理し返送するものとする。

4 特記事項

- 処分する産業廃棄物については、請負者の責任において関係法令に基づき搬出・処分し、マニフェストを履行期限内に担当官へ提出するものとする。

(2) 処分する産業廃棄物の数量については、下表によるものとする。

| 品名 | 数量 (単位) | | 備考 |
|----------------|---------|----------------|----|
| 処分費 (金属くず) | 24 | m ³ | |
| 処分費 (木くず) | 30 | m ² | |
| 処分費 (ガラス) | 5 | m ³ | |
| 処分費 (廃プラスチック類) | 5 | m ³ | |
| 処分費 (がれき類) | 7 | m ³ | |
| 合計 | 71 | | |

(3) その他 (解体及び処理場所 見取り図)

